

# 歩行者利便増進道路の 構造基準の策定について

---

## 道 路 法

### 【法律】

(歩行者利便増進道路の構造の基準)

第四十八条の二十一 歩行者利便増進道路に係る第三十条第一項及び第三項に規定する道路の構造の技術的基準は、これにより歩行者利便増進道路における歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進が図られるように定められなければならない。

今回対象

## 道 路 構 造 令

### 【政令】

#### 歩行者の安全かつ円滑な通行の基準

○すべての人が安全で円滑に通行できる構造

#### 利便の増進の基準

○通行の幅を確保した上で、歩行者の利便を増進する空間を確保すること

○必要に応じて、歩行者の利便の増進に資するものを設けること

# 歩行者利便増進道路の道路構造基準(横断面)

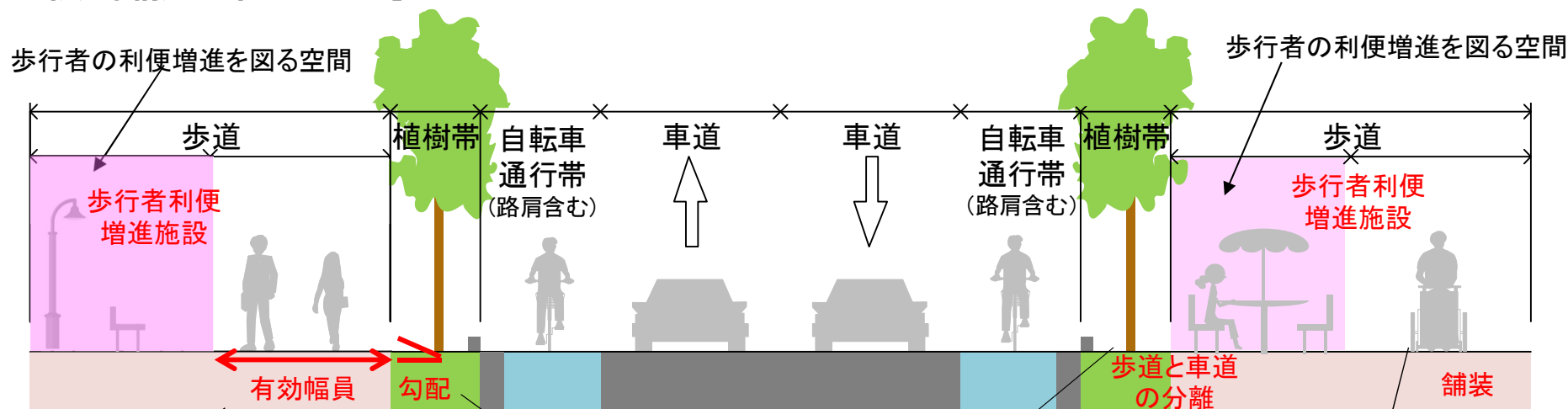
■ 高齢者や障害者にとっても安全で使いやすい道路構造となるよう歩行者利便増進道路の道路構造基準を策定

⇒ バリアフリー法に基づく歩道のバリアフリー基準(道路移動等円滑化基準)を参考に基準を策定  
歩行者の利便増進を図る施設(街灯やベンチ等)と利便増進を図る空間に必要な幅員の考え方についても策定

## <道路構造基準の内容>

- ・ 歩道の有効幅員、歩道の勾配、歩道と車道の分離、歩道の舗装 等

## 【新たな構造基準のイメージ】



### バリアフリー基準(案)

- ・ 車いす同士がすれ違える歩道の有効幅員(2.0m以上)を確保

### バリアフリー基準(案)

- ・ 歩道の縦断勾配  
5%以下(特例値8%)
- ・ 歩道の横断勾配  
1%以下(特例値2%)

### バリアフリー基準(案)

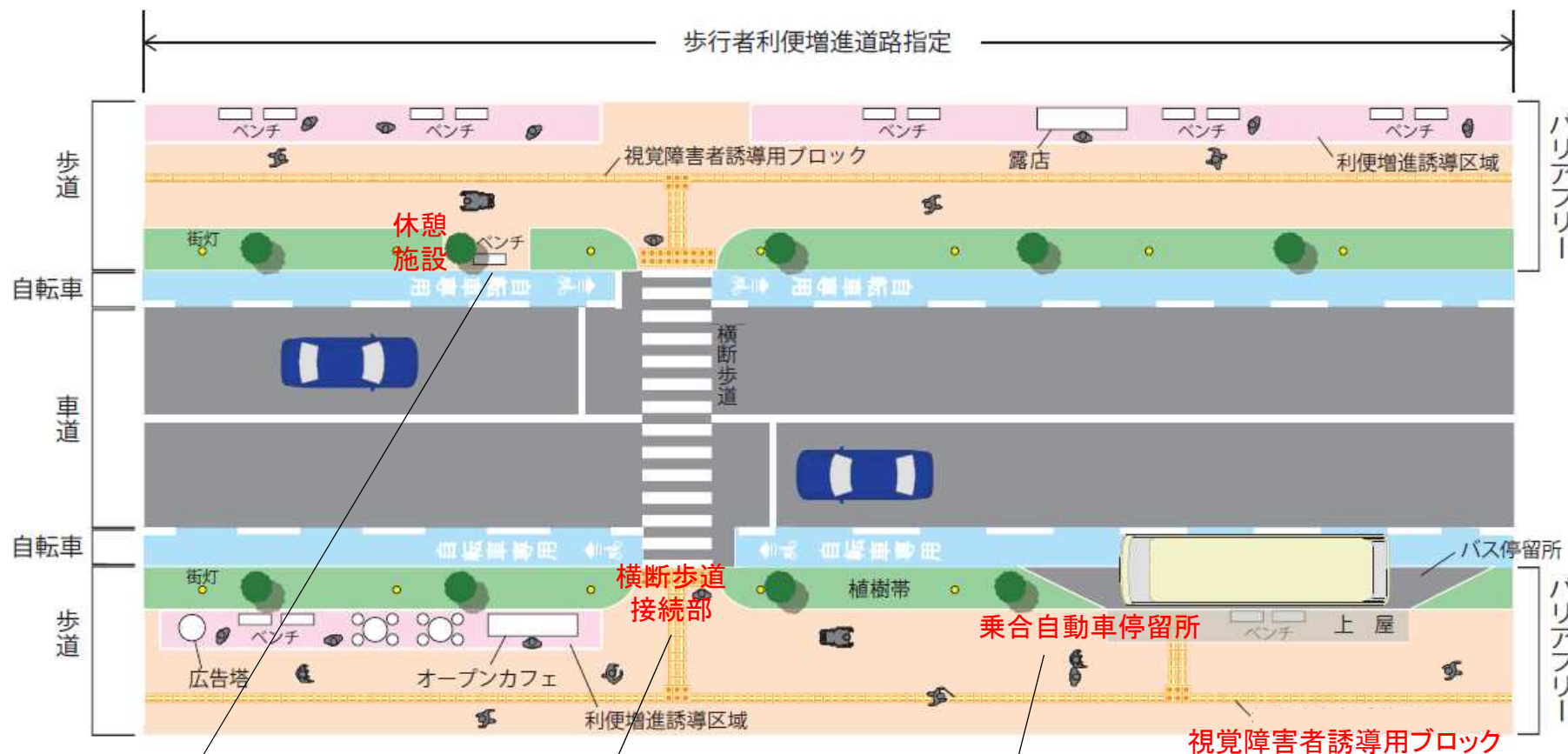
- ・ 植樹帯や並木や柵の設置
- ・ 縁石の設置  
高さ15cm以上

### バリアフリー基準(案)

- ・ 透水性舗装を活用し、平坦で滑りにくく水はけが良い仕上げとする

# 歩行者利便増進道路の道路構造基準(平面)

## 【新たな構造基準のイメージ】



**バリアフリー基準(案)**

- ・適当な間隔でベンチ、上屋を設置

**バリアフリー基準(案)**

- ・横断歩道接続部の高さ 2cm(標準)

**バリアフリー基準(案)**

- ・乗合自動車停留所の歩道等の高さ 15cm(標準)
- ・ベンチ及び上屋を設ける

**バリアフリー基準(案)**

- ・視覚障害者の移動等円滑化のために必要な箇所に設置※

※利便増進誘導区域の指定に伴う、既存の視覚障害者誘導用ブロックの移設等のあり方については、今後、ガイドラインの作成に向けた検討の中で整理予定。

# 歩行者利便増進道路(道路構造基準)①

	①規定項目		②規定内容	③参考とした基準
	<移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令>			
歩行者の安全かつ円滑な通行の基準	歩道	歩道の有効幅員	交通量が多い道路:3.5m以上 その他の道路 :2.0m以上	同等
		歩道の舗装	透水性舗装の活用 平坦で滑りにくく水はけが良い仕上げ	同等
		歩道の勾配	縦断勾配:5%(特例値:8%) 横断勾配:1%(特例値:2%)	同等
		歩道と車道の分離	縁石の設置(高さ15cm以上) 植樹帯や並木や柵の設置	同等
		歩道の高さ	5cm(標準)	同等
		横断歩道接続部の高さ	2cm(標準)	同等
		車両乗り入れ部	横断勾配1%(特例値:2%)を満たす有効幅員2m以上	同等
		案内標識	移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁施設等の施設やエレベーター等移動等円滑化に必要な施設の案内標識を設置	同等
		立体横断施設	移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設置	同等
		便所	車椅子使用者が円滑に利用できる構造の便房、水洗器具を設置した便房を1以上設置	同等
		視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者の移動等円滑化のために必要な箇所に設置	同等
		休憩施設	適当な間隔でベンチ、上屋を設置	同等
		照明施設	照明施設を連続して設置	同等
		防雪施設	融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設置	同等
経過措置	市街化の状況等やむを得ない場合、歩道に代えて、自動車を減速させて歩行者、自転車の安全の通行を確保する対策を実施	同等		


# 歩行者利便増進道路(道路構造基準)②

	①規定項目		②規定内容	③参考とした基準
利便の増進の基準	歩行者の滞留の用に供する空間	滞留空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者利便増進道路に設けられる歩道, 自転車歩行者道, 自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には, 歩行者の滞留の用に供する部分を設ける</li> </ul>	<道路構造令11条の2> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合に, 主として歩行者の滞留の用に供する部分を設ける</li> </ul>
	歩行者利便増進施設	歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは, 歩行者利便増進施設等を設けるための場所を設ける</li> <li>必要がある場合、当該場所に利便の増進に資する工作物、物件又は施設(街灯、ベンチ等)を設ける</li> </ul>	—

## コロナ占有特例の概要

- 6月5日から、直轄国道について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として沿道飲食店等の路上利用の占有許可基準を緩和する特例措置を導入。
- 地方公共団体に対しても、同様の措置の実施検討を依頼する文書を発出。

対象	<u>「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応するための暫定的な営業形態として、テイクアウト、テラス営業等のための仮施設を設置し、かつ、施設付近の清掃等にご協力いただける店舗</u>
占有許可基準	無余地性の基準について弾力的に判断
占有主体	① 地方公共団体 又は ② 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体などによる一括占有
占有の場所	<u>道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所</u> ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は3.5m以上、その他の場所は2m以上の歩行空間の確保が必要
占有料	<u>免除</u> （施設付近の清掃等にご協力いただけている場合）
占有期間	令和2年11月30日まで（ <u>延長する方向で検討</u> ）

 歩行者利便増進道路制度の活用による沿道飲食店等の路上利用の持続化を促進

※構造基準を満たさない等の場合は、「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占有の取扱いについて」(平成17年3月道路局長通知)による対応を検討